

ほうふ歴史観光推進協議会設置要綱

令和4年2月1日制定

(名称)

第1条 この会は、ほうふ歴史観光推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 協議会は、本市が誇る歴史資源及び文化資源を活用し、市民の郷土愛の高揚を図るとともに、本市の魅力を発信し、観光、教育、文化、産業の振興にも結び付け、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歴史資源及び文化資源の活用に関すること。
- (2) 歴史資源及び文化資源の情報発信に関すること。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の定数については、特に定めない。
- 3 会長は、別表に掲げる者以外の者を推進協議会の委員として追加することができる。

(役員)

第5条 協議会に次に定める役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名するものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

(任期)

第7条 役員任期は、協議会を解散する日までとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(オブザーバー)

第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が指名する。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委任状(別記様式)を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体等の構成員に限る。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(書面による議事)

第10条 緊急その他の事由により、会議の開催が困難な場合においては、議案等の書面を委員に送付し、その意見を徴し、または賛否を問い、その結果をもって議決に代えることができる。

(部会等の設置)

第11条 第3条の事業を行うにあたり、必要に応じて協議会に部会等を置くことができる。

2 部会等の設置には、協議会での承認を要する。

3 部会等は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

(1) 事業の企画及び運営の原案作成に関すること。

(2) 協議会の会議で議決した事項の執行に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、部会等において必要と認めたこと。

(事務局)

第12条 協議会業務の円滑な遂行を図るため、事務局を置く。

2 事務局は、防府市文化スポーツ観光交流部観光振興課に置き、観光振興課長を事務局長とする。

(運営経費)

第13条 協議会の運営経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、協議会設立年度については、協議会設立日から翌年3月31日とする。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の出席等に際して、委員への報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

(その他)

第16条 本規約に定めるもののほかに必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	委員
観光・商工 関係団体	(一社) 防府観光コンベンション協会
	防府商工会議所
	防府市観光振興推進協議会
地域関係団体	NPO文化遺産トラストほうふ
	千年の都市づくり委員会
学識・関係団体	毛利博物館館長
教育・行政	防府市教育委員会教育長
行政	防府市文化スポーツ観光交流部長
	防府市教育委員会教育部長

別記様式（第9条関係）

年 月 日

ほうふ歴史観光推進協議会
会長 様

ほうふ歴史観光推進協議会
委員 印

委 任 状

私は、 年 月 日に開催されるほうふ歴史観光推進協議会に
出席できませんので、全てを下記の代理人に委任します。

記

（代理人）

- 1 所属団体
- 2 氏 名
- 3 役 職 等